

資料
〔翻訳〕

EUにおける国境を越えた合併 —会社法第10指令—

正井章 筈

はじめに

1) EU (European Union. 以下、EU とする) では、2005年9月20日、「資本会社の国境を越えた合併に関する指令」⁽¹⁾ が閣僚理事会で採択された。同指令に関する欧州委員会の最初の提案は、1984年12月14日に出された。⁽²⁾ しかし、1987年に、欧州議会で審議が止まってしまった。その原因は、労働者の経営参加が制度として存在している国 (たとえばドイツ) の会社と、その制度がない国 (たとえば、イギリス) の会社とが合併することによって、前者の参加制度が空洞化されるおそれが生じ、提案ではその解決の仕方に問題があったからである。⁽³⁾

2) 国境を越えた合併に関する指令の制定作業と並行して、EU 法としてのヨーロッパ会社法を定める作業も進められた。しかし、同じく、労働者の参加の問題が「躓きの石」となっていた。⁽⁴⁾ ようやく2002年10月8日、最初のヨーロッパ会社法案 (1970年) から30年余りを経て、ヨーロッパ会社法規則が成立した。⁽⁵⁾ そし

(1) Directive 2005/56/EC of the European Parliament and of the Council of 26 October 2005 on cross-border mergers of limited liability companies, OJ NoL 310, 25. 11. 2005, p. 1. 本指令は、http://europa.eu.int/comm/internal_market/company/mergers/index_en.htm から入手できる。

(2) OJ NoC 23, 25.1.1985, p. 11. この紹介として、正井章筈「ECにおける国際的合併に関する規制」『現代企業と有価証券の法理 (河本一郎先生古稀祝賀)』(1994、有斐閣) 135-152頁。

(3) 詳しくは、正井・前掲144頁以下参照。

(4) 1991年案までの経緯については、正井章筈『EC国際企業法』(1993、中央経済社) 105頁以下に詳しい。

(5) Verordnung (EG) Nr. 2157/2001 des Rates vom 8. Oktober 2001 über das Statut der Europäischen Gesellschaft (SE), ABl. Nr. L 294 vom 10. 11. 2001, S. 1. 本誌145頁注(37)参照。

て、労働者の参加の問題については一同じ日に成立した一、「労働者の参加に関してヨーロッパ会社法を補充する指令」⁽⁶⁾（以下、労働者参加指令とする）において、労働者代表と使用者との協議を優先させることにより解決された。

3) 国境を越えた合併に関する指令においても、労働者参加の問題について、この労働者参加指令において採用された方法に倣うこととし、2003年11月18日に新しい提案が公表された。⁽⁷⁾ 前述の1984年案は、株式会社にのみ適用されるものであったが、新提案では、すべての資本会社に適用される、としている。つまり、有限会社と株式合資会社にも適用される。比較的規模の小さな会社であっても、国境を越えた合併ができるようにする趣旨である。この指令案は、2004年11月15日に、競争力に関する理事会 (Rat für Wettbewerbsfähigkeit) で政治的合意に達した。⁽⁸⁾ その後、最初に述べたように、2005年9月に、閣僚理事会で採択され、そして、ヨーロッパ議会との共同の決定手続きに付託された後、10月26日に両者によって調印された（同年12月15日発効）。構成国は、本指令を、2007年12月15日までに国内法化する義務を負う。

これによって、ヨーロッパ会社、ヨーロッパ協同組合 (Statue for a European Cooperative Society) および国境を越えた本店の移転指令とともに、新しい国境を越えた事業形成の可能性が開かれ、そのことは、EU 域内での立地競争を激化させることになる。⁽⁹⁾

4) 資本会社⁽¹⁰⁾の国境を越えた合併に関する指令を概観すると、まず、前文で、立法理由がかなり詳しく述べられている。次に、具体的な条文は、以下のようになっている。すなわち、

適用範囲 (1条)、定義 (2条)、適用範囲に関する特則 (3条)、国境を越えた合併に関する要件 (4条)、国境を越えた合併に関する共同の計画書 (5条)、公示 (6条)、経営機関または管理機関の報告書 (7条)、独立した専門家の報告書

(6) Richtlinie 2001/86/EG des Rates vom 8. Oktober 2001 zur Ergänzung des Statuts der Europäischen Gesellschaft hinsichtlich der Beteiligung der Arbeitnehmer, ABl. Nr. L 294 vom 10. 11.2001, S. 22.

(7) Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über die Verschmelzung von Kapitalgesellschaften aus verschiedenen Mitgliedstaaten, KOM (2003) 703 endg. この紹介として、「海外情報」商事法務1685号(2004) 108-109頁。

(8) Peter Wiesner, Die grenzüberschreitende Verschmelzung und der neue Mitbestimmungskompromiss, DB 2005, 91-94(91)参照。

(9) Wiesner, aaO, 94. なお、国境を越えた本店の移転に関する指令は、2006年1月現在、未採択である。

(10) ドイツ語では「次の理由を考慮して (in Erwägung nachstehenden Gründe)」となっているが、英語では、単に、whereas。

(8条)、社員総会による承認(9条)、合併前の証明(10条)、国境を越えた合併の適法性の検査(11条)、国境を越えた合併の発効時点(12条)、登記(13条)、国境を越えた合併の効果(14条)、簡素化された手続き(15条)、労働者の共同決定〈参加〉(16条)、効力(17条)、調査(18条)、国内法への転換(19条)、発効(20条)、名宛人(21条)、である。

(以下では、英語版とドイツ語版を参照しつつ訳した。〈 〉は言い換え。〔 〕は、便宜のために訳者が付した。条文中では原則として引用条項に「第」は付していない。)

〔1. 前文〕

(1) EUを構成している国の資本金会社(limited liability companies; Kapitalgesellschaften)には、協力と再編成の需要(need; Bedarf)がある。しかしながら、資本金会社は、国境を越えた合併に関して、共同体(Community; Gemeinschaft)における法律上および行政上の多くの困難にぶつかる。それゆえ、単一市場の完成および機能化に資するために、異なる構成国の法律に服している異なる法形態の資本金会社間の国境を越えた合併の実施を推進する共同体の規定を定めることが必要である。

(2) 本指令は、本指令において定義された資本金会社の国境を越えた合併を推進しようとするものである。構成国の法規定は、資本金会社間の合併を、関係する構成国の国内法が認めている場合には、国内の資本金会社と他の構成国の資本金会社とが国境を越えて合併することを認めなければならない。

(3) 国境を越えた合併を容易にするために、国境を越えた合併に参加した各会社およびすべての第三者(others; Dritter)に、本指令が別段の定めをしている場合を除いて、国内の合併の場合に適用されることになっている国内法の規定と手続き(formalities; Formalität)が適用されるということが定められるものとする。本指令において引用される国内法の規定および手続きは、開業の自由(freedom of establishment; Niederlassungsfreiheit)または自由な資本移動に対するいかなる制限も導入されないものとする。ただし、そのような制限が、ヨーロッパ司法裁判所(European Court of Justice; Europäischer Gerichtshof)の判決と合致し、そしてとくに公共の福祉(general interest; Gemeinwohl)によって正当化されることができ、かつ最も重要な要請を履行するために必要であって、かつ適切である場合はこの限りでない。

(4) 国境を越えた合併についての共同の計画書(common draft terms; gemeinsame Plan)は、異なる構成国に所属する国境を越えた合併に参加したすべての会社に同じ文言で作成されなければならない。したがって、共同の計画書の最小限の内容が定められなければならないということ、そして、その際、同時に、その他

の内容について合意することは会社の自由であるということが確定されるものとする。

(5) 社員と第三者の利益を保護するために、合併する会社のすべてについて、国境を越えた合併に関する共同の計画書も、また国境を越えた合併の完了 (completion; Abschluss) も、ともに適切な公的登録簿 (public register; öffentliches Register) において、公示されるものとする。

(6) すべての構成国の法規定は、個々の国の段階で、合併するすべての会社のために、一人または複数の専門家によって、国境を越えた合併に関する共同の計画書についての報告書が作成されることを定めるものとする。国境を越えた合併に関して生じる専門家の費用を限定するために、国境を越えた合併に参加しているすべての会社のために、単一の報告書 (single report; ein gemeinsamer Bericht) を作成する可能性が定められるものとする。共同の合併計画書は、それらの各会社の社員総会によって承認されねばならない。

(7) 国境を越えた合併を容易にするために、国境を越えた合併の完了および適法性の監視が、国境を越えた合併から生じる会社を所轄する個々の国の官庁によって実施されるべきである。それゆえ、各合併会社における決定過程の完了と適法性の監視が、それらの各会社に対して権限を有する国内の官庁によって実施されるものとするのが定められるものとする。個々の国の官庁は、裁判所、公証人または関係する構成国によって指名される官庁であれば足りる。国境を越えた合併が効力を生じる時点を決める国内法—それは、合併から生じる会社がしたがう法である—もまた確定されるものとする。

(8) 社員および第三者の利益を保護するために、国境を越えた合併の法律効果が定められるものとする。その際、合併から生じる会社が存続会社 (acquiring company; übernahme Gesellschaft) か、それとも新設会社 (new company; neue Gesellschaft) かが区別されねばならない。法的確実性のために、国境を越えた合併は、その効力が生じた期日の後は、もはや無効を宣言されえない、ということが定められるべきものとする。

(9) 本指令は、EC 規則 (139/2004/EC) による共同体の段階でも、また構成国の段階でも、企業間の集中の規制に関する制定法の適用⁽¹¹⁾に対して、効力を及ぼすものではない。

(10) 本指令は、金融仲介会社 (credit intermediaries; Kreditvermittlungsgesellschaft) およびその他の金融会社を規制している共同体の制定法に影響を及ぼす

(11) 「企業間の集中の規制に関する 2004 年 1 月 20 日の理事会指令 (EC 集中規制規則)」(OJ NoL 24, 29.1.2004, p. 1).

ものではなく、かつ共同体の制定法にしたがって制定または導入された国内の規制に影響を及ぼすものではない。

(11) 本指令は、国境を越えた合併から生じている会社について提案された、管理の中核 (central administration; Hauptverwaltung) の場所または事業の主要な場所 (principle place of business; Hauptniederlassung) に関する情報を要求している構成国の制定法に対して、法律効果を及ぼすものではない。

(12) さらに、〔労働者の〕共同決定権〈参加権〉 (rights of participation; Mitbestimmungsrechte)⁽¹²⁾を除く労働者の権利は、次の指令において言及された構成国の法規定に服する。すなわち、多数の労働者の解雇に関する1998年7月20日の閣僚理事会の指令 (98/59/EC)、企業、事業所または企業と事業所の一部の移転 (transfer; Übergang) に際しての労働者の権利保護に関する2001年3月12日の閣僚理事会の指令 (2001/23/EC)、ヨーロッパ共同体における労働者の情報入手と協議に関する一般的な枠組みを設ける2002年3月11日のヨーロッパ議会と閣僚理事会の指令 (2002/14/EC) ならびに共同体規模で活動している企業および企業グループにおけるヨーロッパ事業所委員会 (European Works Council; Europäischer Betriebsrat) の設置または労働者の情報入手と協議に関する手続きの創設に関する1994年9月22日の閣僚理事会の指令 (94/45/EC)、である。

(13) 合併に参加した会社の一つにおいて、本指令の規準により、労働者が共同決定権〈参加権〉を有する場合であって、国境を越えた合併から生じる会社が本店を置いている構成国の国内法が、合併に参加した会社におけると同じ程度の共同決定〈参加〉一意思決定権限を有する監督機関の委員会におけるものを含む一を定めていない場合または同法が国境を越えた合併から生じる事業所の労働者による共同決定権〈参加権〉の行使に対する同じ権利を定めていない場合、国境を越えた合併から生じる会社の労働者の共同決定〈参加〉が、新しく定められねばならない。

このために、ヨーロッパ会社法に関する2001年10月8日の閣僚理事会の規則 (2157/2001/EC) および労働者の参加に関してヨーロッパ会社法を補充する2001年10月8日の閣僚理事会の指令 (2001/86/EC) [以下、労働者参加指令とする] が適用される。しかし、合併から生じる会社が本店を置く構成国の国内法にしたがうことにより必要と思われる修正に服する。

構成国は、合併が不必要に遅れることがないように、本指令16条において定められた交渉の早急な開始を、〔労働者参加〕指令 (2001/86/EC) 3条2項b号にし

(12) 英語の participation は、ドイツ語で Mitbestimmung、また、involvement は Mitwirkung と、それぞれ表現されている。involvement (「関与」) は、participation (「参加」) を含む上位概念である。

たがって確保することができる。

(14) 合併に参加した会社における労働者の共同決定〈参加〉の程度 (level; Umfang) を決定するために、労働者の共同決定〈参加〉が存在している場合、会社の利益部門 (profit unit; Ergebniseinheit) を担当する経営機関 (management group; Leitungsgremium) 内の労働者代表の割合も考慮されるものとする。

(15) 提案された措置の目的、つまり、国を超えた〈共同体内の〉レベルで適用可能な統一的規定を持った規制を定めることは、構成国のレベルでは必ずしも十分に実現されえないゆえに、したがって提案された措置の範囲と作用によって、より良く共同体レベルで達成されるであろうゆえに、共同体は、EC 条約 5 条において定められた補充性 (subsidiarity; Subsidiarität) の原則にしたがって、措置を採択することができる。

本指令は、同じ条文で定められた比例性 (proportionality; Verhältnismäßigkeit) の原則にしたがって、この目的の達成に必要な程度を越えるものではない。

(16) 構成国は、より良い立法に関する組織間協定 (Interinstitutional Agreement on better law-making; Interinstitutionelle Vereinbarung über bessere Rechtssetzung) 34 条にしたがって、構成国自身のために、そして共同体の利益において、できるだけ、本法と実施措置との間の相互関係を説明する構成国独自の表 (table; Tabelle) を作成し、それを公表することが目指されるものとされる。

〔 2 . 条文〕

第 1 条 (適用範囲)

本指令は、構成国の法にしたがって設立され、かつその定款で定められた本店、その管理の中核または主要な事業所を共同体内に持っている資本会社の合併に適用されるものとする。ただし、少なくとも二つの会社が、異なる構成国の法に服している場合に限る (以下、「国境を越えた合併」という)。

第 2 条 (定義)

本指令において、

(1) 「資本会社 (limited liability company; Kapitalgesellschaft)」とは、次の会社をいう。すなわち、

(a) 〔会社法第一〕指令 (68/151/EEC) 1 条にいう会社、または、

(b) 法人格を持ち、かつ会社の債務について、区別された財産〈会社資本〉でのみ責任を負う会社であって、かつそれに規準となっている国内法にしたがって、〔会社法第二〕指令 (68/151/EEC) にいう保護規定を社員および第三者

の利益において遵守しなければならない会社。

- (2) 「合併」とは、次のことによる経過 (operation; Vorgang) をいう。すなわち、
- (a) 一つまたは二つ以上の会社が、その解散の時点で清算することなく、その積極財産および消極財産のすべてを、既存の会社—存続会社—へ、他の会社の株式または会社の資本に対する持分を、それらの社員へ与えるのと引き換えに移すことであり、場合によって、現金による追加払いをするときは、株式またはその他の持分の額面額の10%を超えてはならず、または額面額がないときは、それらの計算上の価値の10%を超えてはならない。
- (b) 一つまたは二つ以上の会社が、その解散の時点で清算することなく、その積極財産および消極財産のすべてを、それらによって設立される会社—新設会社—へ、その新設会社の株式または会社の資本に対する持分を、それらの社員へ与えるのと引き換えに移すことであり、場合によって、現金による追加払いをするときは、株式またはその他の持分の額面額の10%を超えてはならず、または額面額がないときは、それらの計算上の価値の10%を超えてはならない。
- (c) 一つの会社が、その解散の時点で清算することなく、その積極財産および消極財産のすべてを、すべての株式またはその会社の資本に対するその他の持分を所有している会社へ移すこと、である。

第3条 (適用範囲に関する特則)

- (1) 2条2項にかかわらず、本指令は、関係する構成国の少なくとも一つの国の法が、2条2項a号およびb号において述べられた現金による支払を、国境を越えた合併から生じる会社の株式の額面額またはその他の持分の10%または額面額がないときは、それらの計算上の価値の10%を超えることを認める場合にも、国境を越えた合併に適用されるものとする。
- (2) 構成国は、本指令を、協同組合 (cooperative society; Genossenschaft) が参加した国境を越えた合併に、たとえ、その協同組合が2条1項において定められた「資本会社」の定義に含まれるような場合であっても、適用しないことを決定することができる。
- (3) 本指令は、会社の目的が、リスク分散の原則にもとづいて一括して投資することであって、そして、その持分 (unite; Anteil) が、持分所有者の要求により、その会社の財産から、直接的または間接的に、買戻され、または償還される会社が参加した国境を越えた合併には適用されない。
- そのような会社によって、その持分の市場価値が、その実質財産価値 (net asset

value; Nettoinventarwert) をそれほど異ならないように確保するためにとられた行為 (action; Handlung) は、その買戻し、または償還と同等のものともみなされるものとする。

第 4 条 (国境を越えた合併に関する要件)

(1) 本指令に別段の定めがない限り、

(a) 国境を越えた合併は、各構成国の国内法により、合併が許されている法形態の会社の間でのみ可能である。

(b) 国境を越えた合併に参加する会社は、それらに適用されている現行の国内法の規定および手続きを遵守しなければならない。

構成国の法が、その構成国の官庁に、公益の理由から、国内の合併を禁止することを認めている場合、その法は、少なくとも合併に参加した一つの会社が、その構成国の法に服する国境を越えた合併にも適用可能であるものとする。

この規定は、EC 規則 (139/2004) 21 条が適用可能である限りにおいて、適用されない。

(2) 1 項 b 号で引用された規定および手続きは、とくに、合併に関する意思決定過程について、そして、合併の国境を越えた性格を考慮して、合併する会社の債権者、債券保有者および株式その他の持分所有者の保護について、ならびに—16 条で定められた権利以外に関係する限りで—労働者の保護についての規定が含まれる。

構成国は、国境を越えた合併に参加した会社がその法に服している場合、国境を越えた合併に反対した少数派社員の適切な保護を確保するために、規定を採択することができる。

第 5 条 (国境を越えた合併に関する共同の計画書)

合併する会社の経営機関または管理機関は、国境を越えた合併に関する共同の計画書 (以下、「共同の合併計画書」という) を作成するものとする。

共同の合併計画書は、少なくとも次の事項を含むものとする。すなわち、

(a) 合併する会社の法形態、商号および本店〔所在地〕ならびに国境を越えた合併から生じる会社について定められた法形態、商号および本店〔所在地〕、

(b) 株式またはその他の会社持分の交換比率および場合によっては現金での支払額、

(c) 国境を越えた合併から生じる会社の株式またはその他の会社持分の割当て (allotment; Übertragung) の詳細、

- (d) 国境を越えた合併の雇用に対して予想される影響、
- (e) 株式またはその他の会社持分に関し、その保有者が利益の分配を受ける資格を与えられる時点およびその資格に影響を与える特別の条件、
- (f) 合併する会社の処理 (transaction; Handlung) に、計算の観点において、国境を越えた合併から生じる会社の計算として取り扱われる時点、
- (g) 国境を越えた合併から生じる会社が、特別の権利が与えられた社員および会社の持分とは異なる証券の保有者に与える権利またはそれらのために提案された措置、
- (h) 国境を越えた合併計画書を検査する専門家または管理機関、経営機関、監督機関またはコントロール機関の構成員に与えられる特別利益、
- (i) 国境を越えた合併から生じる会社の定款、
- (j) 場合によっては、16条にしたがって、国境を越えた合併から生じる会社において、共同決定権〈参加権〉の確定に労働者が参加することに関する詳細が定められる手続きについての情報、
- (k) 国境を越えた合併から生じる会社に移される積極財産と消極財産の評価に関する情報、
- (l) 国境を越えた合併の条件を確定するために用いられる、合併に参加した会社の年度決算書の期日。

第6条 (公示)

- (1) 共同の合併計画書は、合併する各会社について、〔会社法第二〕指令 (68/151/EEC) 3条にしたがって、各構成国の国内法において定められた方法で、その計画書について決定する社員総会の期日の少なくとも1カ月前までに、公示されなければならない。
- (2) 関係する会社が、その法に服している構成国によって課せられた付加的な要求にしたがいつつ、合併する各会社について、以下の事項が、構成国の官報において公示されねばならない。すなわち、
 - (a) 合併する各会社の法形態、商号および本店、
 - (b) 合併する各会社に関して、〔会社法第二〕指令 (68/151/EEC) 3条2項にいう書類がファイルされる登記簿および登記簿に登記された番号、
 - (c) 合併する各会社について、合併する会社の債権者および少数派社員の権利の行使のために示された方式の表示ならびにその方式に関する完全な情報が無料で入手される住所。

第 7 条 (経営機関または管理機関の報告書)

合併する各会社の経営機関または管理機関は、社員のために定められた報告書を作成する。そこには、国境を越えた合併の法律上および経済上の側面が説明され、そして理由づけられ、さらに、国境を越えた合併の社員、債権者および労働者に対する影響が説明されるものとする。

その報告書は、社員および労働者の代表または—そのような代表が存在しない場合には—労働者が直接に、9条にいう社員総会の1カ月前に、利用できるようにされねばならない。

合併する会社の経営機関または管理機関が、適時に、その労働者代表の意見を受け取ったときは、国内法の規準にしたがって、その意見は報告書に添付されねばならない。

第 8 条 (独立した専門家の報告書)

(1) 合併する各会社について、社員のために定められた、独立した専門家の報告書が作成されるものとする。その報告書は、9条にいう社員総会の、遅くとも1カ月前に、提出されねばならない。

専門家として、構成国の法にしたがって、自然人または法人が任命されることができる。

(2) 合併する各会社の計算で活動する専門家の助力を得る代わりに、それらの会社の共同の申立てにもとづいて、構成国—その法に、合併する会社の一つまたは国境を越えた合併から生じる会社が服する—の裁判所または監督官庁によって、一人または複数の独立した専門家が任命され、またはその官庁によって承認されることができる。その専門家は、国境を越えた合併の共同計画書を検査することができる。そしてすべての会社について定められた単一の (single; einzig) 書面による報告書を作成する。

(3) 専門家の報告書は、少なくとも、株式会社の合併に関する1978年10月9日の閣僚理事会〔会社法第三〕指令 (78/855/EEC) 10条2項によって定められた事項を含むものとする。専門家は、その職務を遂行するのに必要と考える、すべての情報を合併する会社から入手する権利が与えられているものとされる。

(4) 国境を越えた合併に参加した各会社のすべての社員が合意する場合には、独立した専門家による国境を越えた合併の共同計画書の検査も、また専門家の報告書も必要としない。

第9条 (社員総会による承認)

- (1) 合併する各会社の社員総会は、7条および8条で述べられた報告書を知った後、国境を越えた合併の共同計画書の承認について決議するものとする。
- (2) 合併する各会社の社員総会は、合併の実施を、国境を越えた合併から生じる会社における労働者の共同決定〈参加〉に関する手続きが、社員総会によって明確に承認されるという条件を付ける権利を留保することができる。
- (3) 〔会社法第三〕指令 (78/855/EEC) 8条の条件が満たされる場合、構成国の法規定において、存続会社の社員総会の承認が定められる必要はない。

第10条 (合併前の証明)

- (1) 各構成国は、その国内法に服している合併する会社に関係する手続きの一部について、国境を越えた合併の適法性を検査する権限を有する裁判所、公証人またはその他の官庁を指名するものとする。
- (2) その関係する各構成国において、1項で述べられた機関は、その国の法に服する合併する各会社に、遅滞なく証明書を発行する。それによって、合併に先行する法律上の行為 (premerger act ; der Verschmerzung vorangehenden Rechts-handlungen) および手続きが正しく実施されたということが最終的に証明される。
- (3) 合併する会社が服する構成国の法により、株式またはその他の持分の交換比率の検査および変更または少数派社員の補償に関する手続きが定められている場合であって、〔しかし、〕それが国境を越えた合併の登記を妨げない場合、その手続きは、他の合併する会社がその手続きを定めていない構成国において、9条1項による合併計画書に関する承認に際して、最初に挙げた会社の社員が、その会社について管轄権のある裁判所においてその手続きを申し立てることができるということを明確に承認する場合にのみ適用される。
- この場合、1項にいう機関は、その手続きが開始された場合であっても2項による証明書を作成することができる。しかしながら、その証明書には、手続きが係属していることが記載されねばならない。
- 手続きにおける決定は、国境を越えた合併から生じる会社およびそのすべての社員を拘束するものとする。

第11条 (国境を越えた合併の適法性の検査)

- (1) 構成国は、国境を越えた合併によって設立された会社が、その国内法に服する場合、国境を越えた合併の実施および場合によっては国境を越えた合併から

生じる新しい会社の設立に関する手続き部分について、国境を越えた合併の適法性を検査する裁判所、公証人またはその他の管轄官庁を指名するものとする。その機関は、とくに、合併する会社が、同じ文面の国境を越えた合併の共同計画書案を承認したということ、そして、場合によっては、労働者の共同決定〈参加〉に関する協定が16条にしたがって決定されたということを確認するものとする。

(2) このために、合併する各会社は、1項にいう機関に、10条2項にしたがって、その発行後6カ月内に証明書を、9条にしたがって社員総会により承認された共同の合併計画書と共に提出するものとする。

第12条 (国境を越えた合併の発効時点)

国境を越えた合併が発効する時点は、国境を越えた合併から生じる会社が服する構成国の法にしたがって決定される。

その時期は、11条による検査が実施された後でなければならない〈しかしながら、合併は、11条による検査が終了した後に初めて有効になる〉。

第13条 (登記)

合併する会社が服している各構成国の法は、その国の領土に関して、指令(68/151/EEC)3条にしたがって、合併に参加した各会社がそれらの書類をファイルしなかった公的登録簿において、どのような形式で国境を越えた合併が完了したかが公示されることを定めるものとする。

国境を越えた合併から生じる会社が登録された登記所 (registry ; Register) は、遅滞なく、各会社が、その書類をファイルした登記所に、国境を越えた合併が発効したということを通知するものとする。旧登録の抹消は、場合によっては、その通知の受領によって生じ、その前には生じない。

第14条 (国境を越えた合併の効果)

(1) 2条2項a号およびc号に従って実施された国境を越えた合併は、12条にいう時点から、次の効果が生じる。すなわち、

- (a) 消滅会社のすべての積極財産と消極財産は、存続会社へ移る。
- (b) 消滅会社の社員は存続会社の社員となる。
- (c) 消滅会社は存在することを止める。

(2) 2条2項b号に従って実施された国境を越えた合併は、12条にいう時点から、次の効果が生じる。

- (a) 合併する会社のすべての積極財産と消極財産は、新設会社へ移る。

- (b) 合併する会社の社員は新設会社の社員となる。
- (c) 合併する会社は存在することを止める。
- (3) 本指令にいう会社の国境を越えた合併の場合において、構成国の法が、合併する会社による一定の財産、権利および債務の移転が第三者に対して効力を生じる前に、特別の手続きの完了を要求する場合、それらの手続きが、国境を越えた合併から生じる会社によって実施されねばならない。
- (4) 労働契約または雇用関係から生じており、そして国境を越えた合併の発効の時点で存在している合併する会社の権利および義務は、その国境を越えた合併の発効によって、国境を越えた合併が発効する時点で、国境を越えた合併から生じる会社に移されるものとする。
- (5) 次の場合、存続会社の持分は、消滅会社の持分と交換されないものとされる。すなわち、消滅会社の持分が、
 - (a) 存続会社自身によって保有されている場合、または自己の名においてではあるが、存続会社の計算において行動する人 (person; Person) によって保有されている場合、
 - (b) または、消滅会社自身によって保有されている場合、または自己の名においてではあるが、消滅会社の計算において行動する人によって保有されている場合。

第15条 (簡素化された手続き)

(1) 消滅会社の社員総会における議決権のある株式およびその他の持分のすべてを保持している会社が、買収 (acquisition; Aufnahme) の方法で国境を越えた合併をする場合、

— 5条 b、c および e 号、8条 および 14条 1項 b 号は、適用されない。

— 9条 1項は、消滅会社に適用されない。

(2) 消滅会社の社員総会において議決権のある株式およびその他の持分のすべてではないが、少なくとも90%を保持する会社が、吸収の方法で国境を越えた合併をする場合、独立した専門家による報告書ならびに検査のために必要な書類は、そのことが、存続会社または消滅会社のどちらかに関係する個々の国の法規定により定められている限りでのみ必要とされるものとする。

第16条 (労働者の共同決定) <労働者の参加>

(1) [次の] 第2項の権利を侵害することなく、国境を越えた合併から生じる会社に、場合によっては、その会社が本店を置いている構成国において適用されている労働者の共同決定 <参加> に関する規制が適用されるものとする。

(2) しかしながら、場合によっては、国境を越えた合併によって生じる会社が本店を置いている構成国において適用されている労働者の共同決定〈参加〉に関する規制は、次の場合には、適用されない。すなわち、6条にいう合併計画書の公表の6カ月前において、合併に参加した会社の少なくとも一つが、平均して500人を超える労働者を雇用し、かつその会社において、〔労働者参加〕指令(2001/86/EC) 2条k号にいう労働者の共同決定〈参加〉制度が存在する場合、または国境を越えた合併から生じる会社に適用可能な国内法が、

- (a) 少なくとも、合併に参加した会社において存在しているのと同じ程度〈範囲〉の労働者の共同決定〈参加〉を定めていない場合。その際、その程度〈範囲〉は、労働者の共同決定〈参加〉が存在するときは、会社の利益部門を担当する管理機関もしくは監督機関またはそれらの委員会または経営機関の構成員における労働者代表の割合を考慮することによって判定される。または、
- (b) 国境を越えた合併から生じる会社の事業所における労働者に、国境を越えた合併から生じる会社が、その本店を置いている構成国における労働者に与えられているのと同じ共同決定〈参加〉権の行使に対する資格が定められていない場合。
- (3) 第2項で言及された事例において、構成国は、国境を越えた合併から生じる会社における労働者の共同決定〈参加〉ならびにその権利の確定への労働者の関与を定める。その際、〔本条〕4項から7項までに従い、〔ヨーロッパ会社法〕規則(No 2157/2001) 12条2項、3項および4項ならびに〔労働者参加〕指令(2001/86/EC)の次の規定の原則および手続きにしたがうものとする。
 - (a) 3条1項、2項および3項、4項1文第1段落および第2文ならびに5項および7項、
 - (b) 4条1項、2項a号、g号およびh号ならびに3項、
 - (c) 5条
 - (d) 6条
 - (e) 7条1項、2項1文b号および2文および3項。しかしながら、本指令の目的のために、〔労働者参加〕指令(2001/86/EC) 7条2項第1文b号によって要求された割合は、その指令の付則第3部に含まれた基準ルール〈受け皿規制〉(standard rules; Auffangsregelung)の適用のために25%から33⅓%へと引き上げられるものとする。
 - (f) 8条、10条および12条
 - (g) 13条4項
 - (h) 付則第3部b号

- (4) 構成国は、第3条において言及された原則および手続きを定めるに際して、次のように行動する。すなわち、
- (a) 構成国は、合併に参加した会社の関係する機関に、国境を越えた合併によって生じる会社が、その本店を置くものとされる構成国の法によって定められた、3項h号において言及された参加に関する基準ルール〈受け皿規制〉を、前もって協議することなく、直接したがうことを選択し、そしてこの規制を登記の時点から遵守する権利を与えるものとする。
- (b) 構成国は、特別の交渉機関に、労働者の少なくとも3分の2を代表している構成員の3分の2の多数決—少なくとも二つの異なる構成国における労働者を代表している構成員の投票を含む—によって、協議を開始しないこと、またはすでに開始した協議を終了すること、そして国境を越えた合併から生じる会社の本店が置かれることになる構成国で実施されている参加に関するルールに従うことを決定する権利を与えるものとする。
- (c) 構成国は、事前の協議の後、参加に関する基準ルール〈受け皿規制〉が適用される場合において、このルール〈規制〉にかかわらず、国境を越えた合併から生じる会社の管理機関における労働者の代表の割合を制限することを決定することができる。しかしながら、国境を越えた合併に参加した会社の一つにおいて、労働者代表が、管理機関または監督機関の少なくとも3分の1から構成されるときは、その制限は、管理機関における労働者代表の割合が3分の1よりも低い割合とすることは決して許されない。
- (5) 労働者共同決定権〈参加権〉を、2条b号にしたがって、他の構成国で雇用された、国境を越えた合併から生じる会社の労働者に拡大することは、構成国に、国内法の下で、参加権を生じさせる労働者の数を計算する場合に、それらの労働者も計算に含めるようにすることを選択するいかなる義務も生じさせるものではない。
- (6) 合併に参加した会社の少なくとも一つにおいて、労働者共同決定〈参加〉制度が存在しており、かつその会社に、〔本条〕第2項の規制が、国境を越えた合併から生じる会社に適用される場合には、その会社は、共同決定権〈参加権〉の行使を可能にする法形態を採用する義務を負うものとする。
- (7) 国境を越えた合併から生じる会社に労働者の共同決定〈参加〉制度が適用される場合、その会社は、それに国内の合併が続く場合に、労働者の共同決定〈参加〉が、国境を越えた合併の発効の後、3年の間、本条で定められた規制の準用によって保護されることを確保するために措置を講じる義務を負うものとする。

第17条 (効力)

12条によって発効した国境を越えた合併は、もはや無効と宣言されえない

第18条 (調査)

19条第1文において定められた期日の5年後、委員会は、本指令を、その適用において得られた経験に照らして調査し、必要であれば、その変更を提案する。

第19条 (実施)

構成国は、2007年12月15日までに、本指令を遵守するために必要な法律、規則および行政上の規定を施行するものとする。

構成国が、これらの規定を公布する場合、構成国は、その規定自身において、または官報において指摘することによって、本指令を引き合いに出すものとする。構成国は、そのような引用の方法を定めるものとする。

第20条 (発効)

本指令は、EU 官報に公示された後20日目に発効するものとする。

第21条 (名宛人)

本指令は構成国に向けられている。

2005年10月26日、シュトラスブールクにて。

ヨーロッパ議会議長 J. BORRELL FONTELLES

閣僚理事会議長 D. ALEXANDER